

雨水流出増加行為の許可（協議）が必要となる行為は、計画区域の面積が1ヘクタール以上の下記の行為です。

- ・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
注) 都市計画法第29条ただし書きの、開発行為の許可を要しない開発行為（駅舎その他の鉄道施設図書館、公民館等の建築を目的とした開発行為など）についても、雨水流出増加行為の許可（協議）が必要です。
- ・ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の設置に係る行為
- ・ 道路法第18条第1項に規定する道路管理者による、道路に接する自動車駐車場（パーキングエリア、道の駅など）の設置に係る行為

ただし、次に該当する行為については、雨水流出増加行為の許可（協議）は必要ありません。

許可（協議）の必要がない行為 <規則第二条>

- ・ 計画区域の全ての土地が宅地等（宅地、池沼、水路、ため池、舗装された土地及び鉄道線路）である土地で行う行為
- ・ 仮設の建築物等の建築など、土地を一時的に利用する行為（行為前の状態に速やかに戻すことが確実な場合に限り）
- ・ 下水道法第2条第2号に規定する下水道の設置に係る行為
- ・ 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設の設置に係る行為
- ・ 河川法第6条第1項に規定する河川区域（同条第2項に規定する高規格堤防特別区域は除く）で行う行為
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法第2条第2項に規定する特定都市河川流域で行う行為